

台東区介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 訪問型サービス

第1節 基本方針(第6条)

第2節 人員に関する基準(第7条・第8条)

第3節 設備に関する基準(第9条)

第4節 運営に関する基準(第10条—第16条)

第3章 訪問型サービスA

第1節 基本方針(第17条)

第2節 人員に関する基準(第18条・第19条)

第3節 設備に関する基準(第20条)

第4節 運営に関する基準(第21条・第22条)

第4章 通所型サービス

第1節 基本方針(第23条)

第2節 人員に関する基準(第24条・第25条)

第3節 設備に関する基準(第26条)

第4節 運営に関する基準(第27条—第31条)

第5章 通所型サービスA

第1節 基本方針(第32条)

第2節 人員に関する基準(第33条・第34条)

第3節 設備に関する基準(第35条)

第4節 運営に関する基準(第36条・第37条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イ及びロに規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は法で使用する用語の例及び次の各号に定めるところ

による。

- (1) 訪問型サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護相当のものとして、この要綱により定められるサービスをいう。
- (2) 訪問型サービスA 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、前号における訪問型サービスの基準要件を緩和したものをいう。
- (3) 通所型サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護相当のものとして、この要綱により定められるサービスをいう。
- (4) 通所型サービスA 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、前号における通所型サービスの基準要件を緩和したものをいう。

（実施主体）

第3条 総合事業の実施主体は、東京都台東区（以下「区」という。）とする。

- 2 東京都台東区長（以下「区長」という。）は、第1号訪問事業及び第1号通所事業について適正に実施することができると思われる者を法第115条45の5第1項の規定により、指定することができる。

（一般原則）

第4条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、区、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（記録の整備）

第5条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
  - (1) 個別サービス計画
  - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 区への連絡及び通知に係る記録
  - (4) サービス提供における苦情の内容等の記録
  - (5) 事故発生時における状況及び事故に際してとった処置についての記録

## 第2章 訪問型サービス

### 第1節 基本方針

(基本方針)

第6条 訪問型サービスの事業は、利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、訪問介護員による身体介護、生活援助の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第7条 事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等(訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者等をいう。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

- 2 事業者は、事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防訪問介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業又は訪問型サービスと指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者又は訪問型サービス及び指定介護予防訪問介護利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。「以下指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。
- 5 事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスの事業と指定訪問介護又は訪問型サービスと指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第8条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(設備)

第9条 事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品を設けなければならない。

2 事業者が指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ、事業と指定介護予防訪問介護事業又は指定訪問介護事業とが同一事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は指定介護予防サービス等第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(個別サービス計画の作成)

第10条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス個別計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 事業者は、訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第12条 事業者は、正当な理由なく訪問型サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第14条 事業所の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、当該事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族からあらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第15条 事業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該利用者の家族、当該利用者に係る第1号介護予防支援を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。
  - 3 事業者は、利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

- 第16条 事業者は、当該訪問型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を区長へ届け出なければならない。
- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
  - (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
  - (3) 現に訪問型サービスを受けている者に対する措置
  - (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該訪問型サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該訪問型サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な訪問型サービス等が継続的に提供されるよう、第1号介護予防支援を行う地域包括支援センター、他の訪問型サービス事業者、その他の関係者との連絡調整等その他の便宜の提供を行わなければならない。

## 第3章 訪問型サービスA

### 第1節 基本方針

(基本方針)

- 第17条 訪問型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第18条 事業を行う者が、当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者（訪問型サービスの提供にあたる介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等又は区長が認める一定の研修等受講者をいう。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 事業者は、事業所ごとに、従事者のうち、利用者(当該事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防訪問介護事業者(指定介護予防サービス等基準第5条第1項に規定する指定介護予防訪問事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービスの事業と指定介護訪問介護(指定居宅サービス等事業基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業又は訪問型サービスと指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者又は訪問型サービス及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数に応じ必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は区長が指定する研修受講者であって、訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問型サービス事業と指定訪問介護又は訪問型サービスと指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又は指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

6 第1項における一定の研修等とは、各事業所等で実施する講義、演習及び有資格者との現場随行をいう。

7 前項における講義とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 不正防止に関すること
- (2) 事故発生時の対応に関すること
- (3) 個人情報保護に関すること
- (4) 緊急時の対応に関すること
- (5) 介護保険制度に関すること
- (6) 認知症高齢者に関すること
- (7) 利用者とのコミュニケーションに関すること
- (8) 個別サービス計画作成に関すること

8 第6項における演習とは、次に掲げる事項とする。

- (1)福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習

(2)基礎的な介護技術に関する演習

(3)事例の検討に関する演習

(管理者)

第19条 事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

(準用)

第20条 第9条の規定は、訪問型サービスAの事業について準用する。

### 第4節 運営に関する基準

(個別サービス計画の作成)

第21条 訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成するものとする。

(準用)

第22条 第13条から第16条までの規定は、訪問型サービスAの事業について準用する。

## 第4章 通所型サービス

### 第1節 基本方針

(基本方針)

第23条 通所型サービスの事業は、集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる場合であって、利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら多様なサービスの利用を促進し、生活機能の向上のための機能訓練を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(通所介護員等の員数)

第24条 事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従事者(以下「通所型サービス介護従事者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 通所型サービスの提供日ごとに、通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該通所型サービスの提供に当る者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 通所型サービスの単位ごとに、専ら当該通所型サービスの提供に当る看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 通所型サービスの単位ごとに、当該通所型サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら通所型サービスの提供に当る者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該通所型サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該通所型サービス事業者が指定通所介護事業者(居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等事業基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所型サービス又は指定通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数の5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上
  - 2 当該通所型サービスの利用定員(事業所において同時に通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所型サービスの単位ごとに、当該通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該通所型サービスの提供に当る者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
  - 3 事業者は、通所型サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員という。以下同じ。)を、常時1人以上当該通所型サービスに従事させなければならない。
  - 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
  - 5 前各号の通所型サービスの単位は、通所型サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
  - 6 第1項第4号の機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、当該通所型サービスの他に職務に従事することができるものとする。
  - 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
  - 8 事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービス事業と指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第25条 第8条の規定は、通所型サービスについて準用する。

### 第3節 設備に関する基準

(設備)

第26条 事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(個別サービス計画の作成)

第27条 事業所の管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス個別計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第28条 事業者は、通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、通所型サービス従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第29条 事業者は、正当な理由なく通所型サービスの提供を拒んではならない。

(衛生管理等)

第30条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第31条 第14条から第16条までの規定は、通所型サービスについて準用する。

## 第5章 通所型サービスA

### 第1節 基本方針

(基本方針)

第32条 通所型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進し、ミニデイサービス、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従事者の員数)

第33条 通所型サービスAの介護従事者の員数は、通所型サービスAの単位ごとに、当該通所型サービスAを提供している時間帯に従事者(専ら通所型サービスAの提供に当る者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た利用者(当該事業者が指定通所介護事業の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における当該通所型サービスA及び指定通所介護の利用者又は当該通所型サービスA、指定通所介護及び通所型サービスの利用者。以下この条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数の10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

2 事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、前項の従事者を、常時1人以上当該通所型サービスに従事させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービス等の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4 前各項の通所型サービス等の単位は、通所型サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 事業者が指定通所介護事業者又は通所型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、通所型サービ

スAと指定通所介護又は通所型サービスAと通所型サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第25条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第34条 第19条の規定は、通所型サービスAの事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

(設備)

第35条 指定事業所は、通所型サービスAの提供に必要な場所及び事業運営を行うために必要なその他の設備及び備品を設けなければならない。

- 2 前項に規定する通所型サービスを提供するために必要な場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。
- 3 事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業所の指定を併せて受け、かつ、通所型サービスの事業と指定通所介護の事業又は通所型サービス事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(個別サービス計画の作成)

第36条 事業所の管理者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス個別計画を作成するものとする。

(準用)

第37条 第14条から第16条及び第30条の規定は、通所型サービスAについて準用する。

### 付 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。